

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期	交付金 充当額 (千円)
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰対策現金給付事業	① エネルギー価格や食料品価格をはじめとする物価高騰は、所得階層や世帯構成を問わず、市民生活全体に継続的かつ急激な影響を及ぼしており、速やかな生活支援が求められている。本市においては、対象を限定した給付とした場合、所得把握に伴う事務負担や給付までの時間を要することから、物価高騰への迅速な対応が困難となるおそれがある。このため、緊急性がありやむを得ない措置として、給付対象を限定せず、全市民を対象に、生活費負担の軽減に直結する市民1人当たり5,000円の現金給付を実施する。 ② 全世帯への給付金及び事務費(委託料) ③ 給付金 市民39,750人×5,000円=198,750千円 委託料 35,348千円 ATM受取初期費用 330千円 口座振込手数料19,216世帯×60%×176円=2,030千円 ATM受取手数料19,216世帯×40%×220円=1,691千円 合計 238,149千円 ④ 令和8年4月1日現在北茨城市に住居登録を有する市民 ※Cその他27,583千円は一般財源	R8.3	R8.4以降	210,566
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応ギフト券配布事業	① エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民に対して、生活費の負担軽減を図るとともに消費の下支えを図るため、1人当たり2,000円のギフト券(ガソリン券又はVISAギフトカード又はVISA eギフトからの選択制)を配布する。 ② 委託料 ③ ギフトカード費 市民39,750人×2,000円=79,500千円 申請書発送・回収・審査集計費用 5,903千円 郵便料 申請書返送料・ギフト券送付料 7,663千円 その他事務費 12,913千円 合計 105,979千円 ④ 令和7年7月1日現在北茨城市に住居登録を有する市民 ※Cその他11,897千円は一般財源	R7.6	R8.3	94,082
3	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	北茨城市民病院電気料金高騰対策事業(北茨城市民病院事業会計繰出)	① 原油価格等高騰の影響を受ける病院施設に対して、本交付金を活用して電気料金高騰相当分の一部を助成することにより、院内施設環境の維持及び安定的な病院運営を図り、利用者へのサービスの質の維持に繋げる。 ② 補助金(繰出) ③ 電気料金高騰相当分:令和7年度電気料見込(令和6年度電気料決算額)-令和3年度電気料決算額=18,380千円のうち、6,680千円を補助 ※ 国R7予備費分交付限度額を病院事業・上水道事業・下水道事業の電気料金高騰相当分で按分 ④ 北茨城市民病院	R8.3	R8.3	6,680
4	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	上水道事業電気料金高騰対策事業(北茨城市水道事業会計繰出)	① 原油価格等高騰の影響を受ける上水道施設に対して、本交付金を活用して電気料金高騰相当分の一部を助成することにより、上水道施設の維持を図り、市民への安定的な供給に繋げる。 ② 補助金(繰出) ③ 電気料金高騰相当分:令和7年度電気料見込(令和6年度電気料決算額)-令和3年度電気料決算額=18,360千円のうち、6,670千円を補助 ※ 国R7予備費分交付限度額を病院事業・上水道事業・下水道事業の電気料金高騰相当分で按分 ④ 公営企業(北茨城市水道事業)	R8.3	R8.3	6,670
5	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	下水道事業電気料金高騰対策事業(北茨城市下水道事業会計繰出)	① 原油価格等高騰の影響を受ける下水道施設に対して、本交付金を活用して電気料金高騰相当分の一部を助成することにより、下水道施設の維持を図り、安定的な汚水処理と環境衛生の維持に繋げる。 ② 補助金(繰出) ③ 電気料金高騰相当分:令和7年度電気料見込(令和6年度電気料決算額)-令和3年度電気料決算額=7,991千円のうち、2,900千円を補助 ※ 国R7予備費分交付限度額を病院事業・上水道事業・下水道事業の電気料金高騰相当分で按分 ④ 公営企業(北茨城市下水道事業)	R8.3	R8.3	2,900
6	④消費下支え等を通じた生活者支援	北茨城市水道事業会計繰出・補助(R7補正分)	① 原油価格及び物価高騰の影響を受ける市民や企業に対して、生活費の負担を減らすために水道料金の一部を免除する。(8か月分) ② 補助金(繰出) ③ 令和8年4月から令和8年7月検針分までの基本料金の全額免除に要する費用 64,673千円×2回=129,346千円 ・令和8年8月から令和8年11月検針分までの基本料金の1/2免除に要する費用 64,673千円×2回×1/2=64,673千円 ・事務費(システム改修費等) 500千円 ④ 北茨城市水道契約者(市民、事業者)※公共施設は除く。	R8.3	R8.4以降	194,519